

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 22 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 14 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

私は、勤務先を退職し、昭和40年7月ごろにA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和41年2月及び同年3月について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、当時作成された国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、同年2月16日であることが確認できることから、当該期間は過年度納付が可能である上、A市では、国民年金の加入時に、納付可能な過年度保険料についても納付を勧奨することが通例であったことを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和40年7月から41年1月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、上記のとおり、同年2月16日であることが特殊台帳により確認

でき、このことは、A市が国民年金の加入状況、納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、昭和55年度までは、被保険者資格取得日が「41.2.16」と記載されていたこととも一致することから、当時、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年3月まで

20歳になった昭和39年\*月ごろに父親がA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は姉が自身の保険料と一緒に集金人に納付してくれていた。姉は、申立期間の保険料は納付済みとなっているので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、42年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿より確認でき、申立人所持の国民年金手帳は41年12月8日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、当該期間は過年度納付が可能である上、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の姉は、38年8月に同手帳記号番号が払い出され、国民年金に加入した時点で納付可能な過年度保険料を納付していることを踏まえると、当該期間の保険料は過年度納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和39年1月から同年9月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の姉又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年12月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立人の昭和55年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年12月まで  
② 昭和55年6月から同年8月まで

申立期間①の国民年金保険料については、昭和55年6月30日に、41年4月から43年3月までを特例納付したが、申立期間①が重複納付となっていると思われるので、調査してほしい。

また、申立期間②の国民年金保険料については、納付しているはずであるので、納付済期間として年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立では、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の特殊台帳(旧台帳)には、申立期間の各月欄に「納」の押印が有り、国民年金保険料を納付したことが確認できるが、書換え後の特殊台帳に申立期間を含む昭和41年4月から43年3月までの保険料を55年6月30日に特例納付したことを示す記載が有ることから、書換作業時に転記漏れした可能性もうかがわれ、申立期間の保険料は重複して納付されたものとみるのが相当である。

また、申立期間②については、特殊台帳の資格記録欄に申立期間の昭和

55年6月30日から任意加入被保険者であったことを示す記載が有り、申立期間の各月欄には「56.12.14」の押印が有ることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められ、また、申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から59年3月まで

私は、会社を退職した後、昭和58年8月か9月ごろ母親に勧められて国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、同年4月7日に国民年金に任意加入していることが申立人が所持する年金手帳からも確認できることから、この日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、この時点で、申立期間は現年度納付が可能な強制加入期間であることが同年金手帳でも確認できる上、国民年金に加入しながら保険料を納付しなかった事情は見当たらないことから、申立期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、長男の保険料と一緒に納付したはずであり、申立期間が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

なお、長男は、年金記録確認第三者委員会のあつせんを受け、申立期間については既に納付済期間に訂正されている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に申立人の長男と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金の加入手続を行いながら、現年度納付しなかった事情も見当たらない上、当時、37年4月に発出された厚生省（当時）の通達に基づき、市町村においても、過年度保険料を徴収することが可能とされていた時期であり、申立人は、同年4月からの保険料を納付していることを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から59年3月まで

昭和53年\*月に20歳になり、集金人が国民年金保険料を納めるようにと自宅へ来たので、私か母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は自身で集金人に納付した。申立期間が未納であることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年\*月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から昭和61年6月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」は同年4月1日と記載されており、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事

情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から昭和47年3月まで

私は、国民年金に昭和36年4月ごろに加入し、60歳になるまで国民年金保険料を欠かさず納付してきた。41年からは、夫の納付記録は有るのに、一緒に保険料を納付してきた私の分だけが未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ国民年金に加入し、申立期間当初は、自身で国民年金保険料を納付しており、41年からは、申立人の夫と一緒に納付してきたと主張している。

しかしながら、申立人には、国民年金手帳記号番号(\*)が、昭和37年10月に申立人の兄及び義姉と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるが、同払出簿には「消除」の記載があり、この手帳記号番号により国民年金保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人には、上記の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号(\*)が、昭和48年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ改めて国民年金の加入手続を行ったものと推認されるのに対し、申立人の夫の同手帳記号番号は、42年6月に払い出されていることが確認できることから、一緒に国民年金保険料を納付することはできず、申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付

及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から50年10月まで  
結婚を機に、昭和37年1月ごろに、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付し、B町（現在は、C市）に転居してからも引き続き納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年1月ごろに、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付し、B町に転居してからも引き続き納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳により、「はじめて被保険者となった日」は昭和50年11月29日であり、同日に任意の被保険者資格を取得していることが確認でき、これはC市が保管する国民年金被保険者名簿とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 京都国民年金 事案 1833(事案 790 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年10月までの期間及び46年8月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年10月まで  
② 昭和46年8月から52年3月まで

私の国民年金保険料は、母親が、兄の保険料と一緒に集金人に納付していた。兄の保険料のみが納付になり、私の保険料が未納になっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i)申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行ったものと考えられる昭和53年5月時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無いこと、ii)申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を申立人の兄の保険料と一緒に納付していたとして、再申立てを行っている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月に払い出されているのに対し、申立人の母親と一緒に納付していたとする申立人の兄の同手帳記号番号は、44年11月に

払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の母親は、申立期間の保険料を申立人の兄の保険料と一緒に納付することはできないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から62年12月まで  
会社を退職後、昭和58年8月ごろに父親が役場で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年8月ごろに申立人の父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A町の保管する国民年金被保険者名簿には、「加入届出元. 11. 30」と記載が有ることから、申立人の国民年金の加入手続きは、平成元年11月30日に行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立期間のうち、昭和58年6月から62年9月までについては、A町の保管する国民年金被保険者名簿では、国民年金保険料が納付された記録は見当たらない上、申立期間のうち、62年10月から同年12月までの保険料については、63年1月から平成元年3月までの保険料と共に、いったん2年2月28日に過年度納付されたものの、その納付時点で当該期間は納付期限が経過していたため、時効により、同年4月11日に還付決議され、申立人の住所地最寄りの金融機関に同年7月26日に送金されていること

が、オンライン記録により確認でき、このことは、同町の保管する被保険者名簿の「還付年月日 2.4.11」「期間 62.10~62.12」の記載からも確認できることから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年3月まで

亡くなった妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料について、自分の分だけを納めて私の分を納めないはずはないと言っていた。申立期間が未納であることには納付できないので、調査してほしい。

なお、申立期間に係る、妻の国民年金保険料領収書を提出する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が自身の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立人の妻の保険料は昭和60年4月から61年3月にかけて10回にわたり現年度収納されていることが確認でき、これは、申立人が所持している同保険料領収書からも確認できるが、申立人については未納と記載されており、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人から提出された申立人の妻に係る国民年金保険料領収書は、コンピュータで作成された納付書により納付されたものであることから、申立期間についても、同様の納付書が作成されることになるが、その納付書で納付した場合、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から55年3月までの期間、56年1月から同年3月までの期間、60年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から55年3月まで  
② 昭和56年1月から同年3月まで  
③ 昭和60年8月及び同年9月

昭和51年4月にA市に転居した際、国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が、集金を行っていた婦人会に納付していた。申立期間の保険料が未納と記録されていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月にA市に転居した際、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が、集金を行っていた婦人会に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①、②及び③の国民年金被保険者資格は、申立人が国民年金に加入した上記の時点で追加処理されていることがオンライン記録により確認でき、このことはA市の保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間について、申立人は「該当なし」とされていることとも一致することから、申立期間は当時、国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立

期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和42年7月から45年2月までの国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年2月まで  
② 昭和45年3月から49年3月まで

私は、昭和42年ごろ、区役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の妻と二人分の国民年金保険料として、70万円ほど銀行か郵便局で納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年ごろ申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②について、申立人の妻と二人分の国民年金保険料として、70万円ほど納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月に申立人の妻と連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人とその妻は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点は、第2回目の特例納付が実施されていた時期であり、その時点で、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額は、申立人の妻の未納期間と合わせ

ても、納付したとする 70 万円とは大きく相違する。

さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月 30 日に第 3 回目の特例納付により、75 か月の国民年金保険料として 30 万円を納付し、申立人の妻についても、同日に 54 か月の保険料として 21 万 6,000 円を特例納付していることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び領収済通知書により確認でき、これは、申立人及びその妻が 60 歳に達するまで保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格を満たさないため、それぞれ不足していた月数の保険料を納付したものと考えられる。

なお、申立人の特例納付による 75 か月の国民年金保険料のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 11 月までについては、厚生年金保険被保険者期間であったことが判明し、平成 21 年 3 月 25 日に、申立期間①の保険料として充当したことがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、申立期間①の保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録によると、株式会社Aで勤務していた期間のうち、勤務開始当初の平成 12 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの間の加入記録が無いことが分かった。申立期間については正社員として同社に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について未加入となっている責任の所在について明確にしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 12 年 1 月分からの給与明細書及び株式会社Aから提出された賃金台帳等の資料から、申立人が申立期間に株式会社Aで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Aは、「申立人の厚生年金保険の未加入期間は試用期間であった可能性がある。」と回答しており、同社に保管されている厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人の資格取得日を平成 12 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、上記給与明細書及び賃金台帳の記載によると、申立期間については申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 2 日から 3 年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、平成 2 年 1 月から 3 年 5 月までの 17 か月間について加入記録が無いことが分かった。この間は、両親が経営する A 株式会社に正社員の一般事務員として勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の申立期間当時の同僚は、「申立人は、当時、勤務時間及び勤務日数共に厚生年金保険の加入基準を満たしていなかったため、厚生年金保険被保険者資格の喪失の手続を行った。」と供述している。

また、別の同僚の一人は、「時期ははっきり覚えていないが、申立人は休業していた期間がある。」との供述をしている。

さらに、申立人の夫の勤務先である株式会社 B が保管する申立人の夫に係る健康保険被扶養者（異動）届では、平成 2 年 2 月 7 日付けで、申立人が夫の扶養家族として認定され、その理由として「失業」と記載されており、3 年 6 月 29 日付けで、申立人を扶養しなくなった理由として同年 6 月 1 日「就職」と記載されていることから、申立人が申立期間において夫の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 21 日から 2 年 1 月 6 日まで

私は、株式会社Aに平成元年 12 月 21 日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 2 年 1 月 6 日と記録されているが、事業主の在職証明書もあるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業主は、「申立人が所持している在籍証明書は、賃金台帳から入社日を確認して記載し交付したものであるが、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 2 年 1 月 6 日として届け出た。また、当社の厚生年金保険料の控除は翌月であるが、2 年 1 月分給与から元年 12 月分の厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

また、当該事業所が保管する申立人に係る給与台帳及び申立人の所持する預金通帳の給与振込額から、平成 2 年 1 月分給与については、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所が保有する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人の資格取得日が平成 2 年 1 月 6 日と記載されており、雇用保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 31 年 4 月から同年 11 月までの A 事務所で勤務していた期間が空白になっていることが分かった。当該期間については正社員として同事業所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事務所は、法務局における商業登記の記録は確認することはできず、同事務所は B 会にも登録されていない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、申立人が申立期間当時、当該事業所の所在地であったと記憶している寺院の関係者に照会したところ、「昭和 32 年頃まで事務所はあったが、事務所を閉鎖し、その後の事業主の所在は不明である。」と回答しており、申立人も申立期間当時の事業主の氏名等について明確に記憶していないことから、当時の事業主を特定することができず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が記憶している申立期間当時の同僚と思われる人物からは、供述を得ることができず、申立てについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 44 年 6 月 30 日まで  
昭和 41 年に地元の A 学校を卒業後、B 有限会社に入社し、作業服の仕立てをしていた。申立期間当時の同僚は、自分が同社で勤務していたことを記憶している。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年に地元の A 学校を卒業した後、B 有限会社に勤務し、44 年 6 月に退職するまで厚生年金保険に加入していた旨主張しているところ、当該事業所に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に亡くなっている上、当該事業所に照会しても、「当時の関係資料は保管されていないため、申立人の勤務実態等は不明。」と回答していることから、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の当該事業所における勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認する供述を得ることはできない。

さらに、B 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないことから、申立期間において申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 11 月 1 日に A 株式会社に入社したが、厚生年金保険の加入記録は 34 年 7 月 1 日からとなっている。昭和 34 年 1 月に B 市へ運送中に C 郡の S 字カーブで谷底に転落したことや、同年 3 月けん引自動車免許を取得し、D 駅構内専属勤務で E 車庫から出庫の業務をしていた事実もあり、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元同僚の供述及び申立人が記憶する申立期間における業務内容等の具体的な供述から、申立人が申立期間において、A 株式会社で勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「厚生年金保険は本採用になって加入していた。昭和 33 年 11 月 1 日の入社であれば、中途採用の為、必ず臨時社員の期間があったと思われる。当時の A 株式会社は、本社採用、支店採用、臨時採用の方式がとられており、臨時採用の場合は少なくとも 6 か月間は臨時社員であった。また、入社後 6 か月で必ずしも本採用の社員になれたわけではない。」と供述している上、元同僚等で連絡が取れた 7 名全員の厚生年金保険の資格取得日は、実際に勤務したと記憶する時期より 3 か月から 2 年 3 か月後であることから、当該事業所においては入社後直ちに厚生年金保険の加入手続がとられていなかったことがうかがえる。

また、A 株式会社 F 支店に保存されている申立人の健康保険厚生年金保険に係る資料では、資格取得日が昭和 34 年 7 月 1 日と記載されていることが

確認でき、これはオンライン記録の資格取得日と一致している。

さらに、A健康保険組合における加入記録を照会したが、「平成 10 年以前の被保険者に係る資料をすべて廃棄しているため、確認することができない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 26 日から同年 12 月 21 日まで  
株式会社Aには、前職の退職と同時の昭和 47 年 2 月 26 日から勤務していたのに、厚生年金保険の資格取得日が同年 12 月 21 日になっている。申立期間に当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者だったことを認めほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに保管されている「従業員実働時間」表により、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、「従業員実働時間」表に記載された同職種のも者 14 人のうち、オンライン記録において当該事業所に係る加入記録の無い者が 3 人確認でき、これについて、当該事業所は、「従業員実働時間表は、正社員も非正社員も一括して実労働時間の管理をしていた資料であり、これによって申立人が正社員であったか否かは判断できない」と回答している。

また、「従業員実働時間」表に氏名が記載されている同僚のうち 2 人について、厚生年金保険の被保険者となった日は、入社後少なくとも 6 か月以上経過していることから、申立期間当時当該事業所においては、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

さらに、複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間に正社員であったこと及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人の当該事業所における雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と一致しており、これについて

当該事業所は、「従前から厚生年金保険と雇用保険は一括して加入させる取扱いであり、一方のみ加入させることは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 16 日から平成 10 年 4 月 10 日まで  
昭和 59 年 8 月 1 日から平成 10 年 4 月 10 日までA有限会社において引き続き勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 11 月 16 日までの厚生年金保険の被保険者記録しか無い。申立期間を調査の上、厚生年金保険の被保険者期間に算入してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA有限会社において勤務していたと主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、同社における資料を保管していない上、保険料控除について記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 60 年 11 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同月に健康保険証が返納された記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 62 年度から平成 16 年 5 月まで国民年金保険料の免除の申請を行い、承認されていることが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録において、申立人は昭和 59 年 8 月 1 日に加入し、離職日が 60 年 11 月 15 日と記載されており、この記載内容については、申立人に係る厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
ねんきん定期便によると、昭和 59 年 3 月分の国民年金保険料が未納とされていた。これまで、国民年金保険料を未納としたことは無く、国民年金の加入時にも申立期間の国民年金保険料を納付するようには言われなかった。申立期間には厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA株式会社に照会したところ、同事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無については不明である旨の回答をしており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚に対する調査も希望しないとしていることから供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人のA株式会社における雇用保険の記録によると、離職年月日は昭和 59 年 3 月 30 日であり、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は翌日の同年 3 月 31 日と記載されていることから、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見当たらない。

加えて、A株式会社の担当者は、「退職者から保険料負担が1か月分減るので、退職日を月末の1日前にしてほしいとよく言われ、会社としても負

担が減るので、退職者にそのように説明することがある。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 60 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 55 年 4 月から 60 年 6 月まで A 市にあった B 社に勤務しており、健康保険証をもらって眼科医院で診療も受けていたのに、厚生年金保険の記録が無い。昭和 57 年 \* 月に娘が生まれた時にも、健康保険で診療を受けている。昭和 55 年 4 月から 60 年 6 月までの厚生年金保険の記録を調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたと主張する B 社について、申立期間当時の住宅地図を調査したところ、同社の所在地には「株式会社 C」(現在は、D 社)との記載があった。このため、D 社に照会したところ、「B 社は、この場所に実在し、当社は下請けの仕事を出していた。」と回答していることから、申立期間当時、B 社が実在していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、B 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、また、法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、B 社は、商業登記がされていないため、事業主を特定することができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は B 社における同僚を憶えておらず、申立期間における申立人の勤務実態等を確認するための供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に事業所から交付された健康保険証で受診し

たと主張する医療機関に照会したところ、「申立人の配偶者に係る台帳の控えに、国保3割の記載がある。」と供述していることから、当時、申立人は、国民健康保険に加入していたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から同年10月1日まで  
(A株式会社B営業所)  
② 昭和20年4月7日から同年11月12日まで  
(C株式会社D支店)

申立期間①については、A株式会社B営業所に給仕として、事務の手伝いのほか、E駅への書類送達や荷札付けの仕事をしていた。厚生年金保険の被保険者として記録を回復してほしい。

また、申立期間②については、C株式会社D支店に入社し、F航路の輸送船に見習機関員として乗船していたが、脱退手当金は受給していないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が先輩の事務職員であったと主張する同僚の氏名がA株式会社B営業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されていることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は当時の労働者名簿や賃金台帳等を保管しておらず、上記の同僚を含め、申立期間①当時の同僚は所在不明であるため供述を得ることはできず、申立人の給与から事業主により労働者年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、上記の被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、申立期間①の健康保険の整理番号は連続し欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、近隣地域に所在していた同社の支店又は営業所 12 事業所において同被保険者名簿を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間①当時、労働者年金保険の被保険者となる者は工場法又は鉱業法の適用を受ける事業所に勤務する男子肉体労働者とされており、事務職員は被保険者となることはできず、申立人は労働者年金保険の被保険者に該当しなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②の脱退手当金は、申立人の船員保険被保険者台帳に申立期間②に係る脱退手当金が支給されたことを示す「短期脱退手当金」、「19」、「60」等の記載が有り、申立人の戦時加算後の被保険者期間 19 か月、短期脱退手当金の法定支給額 60 円と一致する。

また、申立人の脱退手当金は昭和 23 年 5 月 6 日に支給決定されており、当時は厚生年金保険被保険者期間と船員保険被保険者期間を通算する厚生年金保険法及び船員保険交渉法制定前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで  
私は、A 株式会社に勤務していたが、昭和 38 年 6 月末日で退社することを申し出て円満退社したが、6 月末日は日曜日であったため、就労最終日は 29 日であった。  
A 株式会社の資格喪失日について、昭和 38 年 6 月 29 日を同年 7 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に昭和 38 年 6 月末日に退社することを申し出て退社したので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年 7 月 1 日であると主張している。

しかしながら、A 株式会社は、既に解散している上、当時の事業主は亡くなっており、当時の関係者も所在不明のため、申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日の取扱い及び申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚 17 人に照会し、うち 12 人から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述や関連資料を得ることができない。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立期間前後において資格を喪失していることがオンライン記録で確認できる者 40 人中、資格喪失日が月初めの 1 日となっている者が 15 人いるものの、月末

前2日以内となっている者が申立人を含め11人いることから、当該事業所における資格喪失日の取扱いが必ずしも統一的に行われていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月15日から29年5月1日まで  
A株式会社の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱手」、「29.9.29」、「5500円」等と記載されている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和29年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金支給決定当時は20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで  
脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和39年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。